

指定宿泊施設において、各種割引サービス（「やっぱ広島じゃ割」を含む）やポイント制度等を利用される場合、宿泊利用助成券は併用できない場合があります。

各施設において、金券や割引券の取扱いを定めているため、このような事例が発生しています。

今後、各種割引サービス等を利用して宿泊される場合は、宿泊利用助成券が利用できるかどうか、事前に施設にご確認ください。

もし、利用できなかった場合は、「宿泊利用助成金請求書」により、領収書と宿泊証明書（宿泊者が複数の場合）を添付して、共済組合に請求してください。